HISATA & ASSOCIATES
久田法律事務所
〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル 504
TEL: 03-3595-0551(代表)　FAX: 03-3595-0552

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要・有益な情報をお届けします。

H&A 中国法令情報

2012 年 4 月号/No.3

-目　次-

新法令情報 ・・・

国家知的財産権局
2012 年 3 月 15 日公布、2012 年 5 月 1 日施行
http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201203/t20120319_654876.html
本弁法は、2003 年 7 月 15 日に施行された「特許実施強制許諾弁法」の改正法である。今回の改正は、2009 年 10 月 1 日に実施された改正「特許法」に基づき、強制許諾を実施できる特許の範囲、手続等をより詳細に規定したものである。

- 「上海市著名商標の認定及び保護弁法」(2012 年改正)
《上海市著名商标认定和保护办法》(2012 年修订)
上海市人民政府
2012 年 3 月 14 日公布、2012 年 5 月 1 日施行
http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai31309.html
本弁法は、1996 年 9 月 1 日に施行された「上海市著名商標の認定及び保護に関する暫定弁法」に代わって施行される規定である。今回の規定は、著名商標の認定要件、認定手続を更に明確にし、著名商標に対する保護措置、監督管理を強化している。

-関連情報-

- 「中華人民共和国著作権法」(修正草案)に関する意見の募集
国家版権局は、「中華人民共和国著作権法」(修正草案)を公表し、2012 年 3 月 31 日から 2012 年 4 月 30 日まで意見を募集している。
(今回の修正草案のポイントについては、下記トピックスにご参照ください。)
http://www.ncac.gov.cn/cms/html/309/3502/201203/740608.html

- 上海市 2011 年度従業員平均給与
上海市人力資源及び社会保障局によると、上海市 2011 年度の従業員の平均給与は 51,968 人民元、平均月給は 4,331 人民元で、前年度より 11.1%増加した。
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201203/t20120331_1137904.shtml

-トピックス-

中国の「著作権法」修正草案について

中国の「著作権法」は 1991 年 6 月 1 日に施行され、2001 年 10 月 27 日の全面修正及び 2010 年 2 月 26 日の一部修正を経て、今日に至っています。今回の修正草案の主要な修正点は、以下のとおりです。

© 2010-2012 Hisata & Associates. All rights reserved.

1. 全体的な構成の調整

現行「著作権法」は 6 章 61 条で構成されていますが、修正草案は 8 章 88 条で、内容的には、現行の「著作権法実施条例」、「コンピュータ・ソフトウェア保jh取り込んでいます。

2. 「著作物」の定義の拡充

現行法上、「著作物」は「著作権法実施条例」で定義されていますが、修正草案は、各種「著作物」の定義を「著作権法」に移し、「実用芸術著作物」(保護期間は 25 年)を新たに「著作物」として追加しています。

3. 著作権における財産権と人格権の区別

修正草案は、著作権における財産権と人格権を明確に区別して、異なる条項で規定することとしました。また、財産権として「追求権」が追加されています。修正草案第 11 条によると、「追求権」とは、美術著作物、写真著作物の原本、又は作家、作曲家の手書き草稿が最初に譲渡された後、転売される毎に、著作者又はその相続人、受遺者が利益の分配を請求する権利を指しますが、具体的な権利の内容、行使方法は明確ではありません。

4. 強制許諾制度の整備

現行「著作権法」には、教科書、新聞・雑誌への転載、レコード制作、ラジオ局・テレビ局の放送のための強制許諾規定が既にありますが、修正草案第 46 条によると、レコード製品が最初に出版されてから 3 ヶ月を経過した後は、以下の条件を充足すれば、他のレコード制作者が、著作権者の許諾を得ることなくその音楽作品を使用してレコード製品を制作することができることとなっています。

(1) 使用前に国務院の著作権行政管理部門に届出をすること
(2) 使用時に著作者の氏名、作品の名称及び作品の出所を明示すること
(3) 使用後 1 ヶ月以内に国務院の著作権行政管理部門が制定した料金基準に従って著作権集団管理組織に使用料を支払い、同時に使用する作品の作品名称、著作者の氏名及び作品の出所等の関連情報を報告すること

現行「著作権法」第 40 条では、このような行為は、「著作権者が利用を禁ずる旨の声明をしたとき」にはできないこととなっていますが、修正草案はこの条項を削除しており、音楽関係者から反発する声が上がっています。

なお、修正草案は、教科書、新聞・雑誌への転載、ラジオ局・テレビ局の放送の場合も、上記の条件に合致する必要がある旨を定めており、これらについては現行「著作権法」の規定より要件が厳しくなっています。

5. 独占使用許諾契約の登記制度

修正草案は、著作権の独占使用許諾契約、著作権における財産権の譲渡契約の登記制度を新たに導入しています。修正草案第 57 条によると、著作権者と独占使用許諾契約又は譲渡契約を締結する場合には、国務院の著作権行政管理部門が設立した専門登記機構に登記をすることができ、登記された独占使用許諾契約又は譲渡契約は第三者に対抗することができるものとされています。これは、二重に独占使用許諾契約又は譲渡契約が締結された場合の紛争を解決すること目的とするものです。

© 2010-2012 Hisata & Associates. All rights reserved.

-その他-

当事務所は、4 月 1 日をもって開設 2 周年を迎えることができました。これも、ひとえに皆様方のご支援の賜物と心から感謝いたしております。

3 年目のスタートに当たり、当事務所では、「迅速かつ丁寧なサービスの提供」というモットーを改めて確認するとともに、各人がそれぞれその能力を高め、執務体制を改善・整備することにより、皆様にご満足いただける法律サービスを提供すべく決意を新たにしております。

今後とも変わらぬご支援と、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

久田法律事務所

ウェブサイト：http://www.hisata-law.com/ 電子メール：info@hisata-law.com

本ニュースレターの掲載内容の著作権は原則として当事務所に帰属します。お取扱いにはご注意下さい。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。

© 2010-2012 Hisata & Associates. All rights reserved.